

水循環基本計画の一部見直しの方針案について

内閣官房水循環政策本部事務局
令和4年2月16日



水循環基本計画の一部見直しについて

- 水循環基本計画は平成27年に閣議決定。おおむね5年毎に見直しを行い、必要な変更を加えるものとしている（直近では令和2年6月に見直し）。
- 一方、令和3年6月に水循環基本法が一部改正され、地下水に関する規定が追加された。法改正の決議を受けて、水循環基本計画の改定の必要性を検討した結果、法改正で規定が追加された地下水に関する内容を充実化するため、水循環基本計画を一部見直すこととしたい。
- 水循環基本計画の一部見直しに関しては、水循環施策の推進に関する有識者会議などを通じて、水循環に関する各分野における専門的意見を伺いながら、議論していく。

【参考】水循環基本法の一部改正案に対する決議

R3.6.2 衆議院国土交通委員会

R3.6.8 参議院国土交通委員会

※下線部は参議院国土交通委員会のみ記載

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 政府においては、地方公共団体が地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、法令に違反しない限りにおいて条例で定めるところにより、地下水の採取の制限その他の必要な制限をすることができることについて、地方公共団体に対して、周知を行うこと。また、その条例制定等に関し、必要な助言等の支援を行うとともに、制定動向を把握し公表に努めること。
- 二 地下水マネジメントを推進するため、地方公共団体等により観測されている観測データを集約し相互利用する地下水データベースの構築を推進するとともに、地方公共団体による地下水の適正な保全及び利用に関する協議会の運営や、地方公共団体等が行う地下水に関する観測等に必要な支援を講ずること。
また、飲み水などの生活用水や農業用水としても利用される地下水の水質に影響を及ぼす可能性のある土地の利用に当たっても、地域住民の意見を踏まえた対応が図られるよう必要な措置を講ずること。
- 三 法改正を踏まえ、**水循環基本計画の改定等の必要性について検討**を行うこと。

水循環基本計画で見直す内容（見直しの方針案）の要旨

【見直しの方向性】

- 改正は、現行の計画期間内（R2～R6）での一部改正とする。
- 水循環基本法改正の趣旨に沿い、現行の計画に記載されている地下水に関する事項の項目を立てて位置付け、地下水に関する総合的な計画として提示する。
- 地下水の適正な保全及び利用を図るため、追加で取り組むべき内容があれば積極的に盛り込み、地下水に関する取組を推進する。
- 水循環における再生可能エネルギーの普及促進や流域治水関連法の成立など現行計画の策定後に進んだ取組についても記載する。



【見直しの方針案作成に当たって考慮する事項】

- 総論及び第1部（基本的な方針）においても法改正を踏まえた地下水マネジメントの推進に関する内容を追加する。
- 第2部（施策）において総合的な計画としてまとめる際には、法改正により追加された条文の構成を考慮する。その際には、法改正で国、地方公共団体、事業者等の責務に地下水に関する施策の実施、協力等を行うことが明確化されたこと等を踏まえ、
 - ① 関係省庁において取り組む施策についても積極的に盛り込む
 - ② 地下水マネジメントに取り組む地方自治体を支援する課題解決型の計画とする
 - ③ 企業、NPOなど多様な主体と連携することを意識する。
- 第3部（施策推進に必要な事項）において、関係者の責務について追記する。

総論及び第1部（基本的な方針）において見直す内容（案）

水循環基本法の改正を踏まえ、関係箇所に関し地下水に関する記述を追加・修正するとともに、地下水マネジメントをより推進するため、「地下水の適正な保全及び利用」を流域マネジメントの一環として重点的に取り組む内容に位置付ける。

総論

- 1 水循環と我々の関わり
- 2 本計画の位置付けと対象期間
- 3 水循環の目指すべき姿
- 4 水循環をめぐる現状と課題
- 5 本計画において重点的に取り組む主な内容

「これまでに実施した主な施策」及び「今後の主な課題」に地下水に関する記述を追加・修正する。

基本法改正で地下水マネジメントの推進がより明確に位置付けられたことから、これまで（2）に位置付けられていた「持続可能な地下水の保全と利用の推進」を（1）に位置付ける。

- （1）流域マネジメントによる水循環イノベーション
～流域マネジメントの更なる展開と質の向上～
- （2）健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現
～気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応～
- （3）次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承
～健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献～

6 本計画の構成

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

「（持続可能な地下水の保全と利用）の箇所について、法改正等を踏まえ記述を追加・修正する。」

第2部（政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策）の構成の見直し（案）

新たに「地下水の適正な保全及び利用」の項目を設けて、地下水マネジメントの推進に関する施策は全て記載する。

その上で、現行計画で「（3）持続可能な地下水の保全と利用の推進」以外の箇所にあった記述については必要性を精査する。（例えば、（地下水に関する調査研究）に記載されている施策は科学技術の振興の観点からも行うもので、視点が異なることから、現行の記述を維持する。）

現行の計画

- 1 流域連携の推進等
- 2 貯留・涵養機能の維持及び向上
- 3 水の適正かつ有効な利用の促進等
- （3）持続可能な地下水の保全と利用の推進
- （6）水環境
- 4 健全な水循環に関する教育の推進等
- 5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
- 6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施
- （1）流域における水循環の現状に関する調査（地下水）
- 7 科学技術の振興
- （地下水に関する調査研究）
- 8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- （2）国際協力
- 9 水循環に関わる人材の育成

見直し案

- 1 流域連携の推進等
- 2 地下水の適正な保全及び利用 → 次ページ以降で内容を説明
- 3 貯留・涵養機能の維持及び向上
- 4 水の適正かつ有効な利用の促進等
- （5）水環境
- 5 健全な水循環に関する教育の推進等
- 6 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
- 7 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施
- （1）流域における水循環の現状に関する調査（地下水）
- 8 科学技術の振興
- （地下水に関する調査研究）
- 9 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- （2）国際協力
- 10 水循環に関わる人材の育成

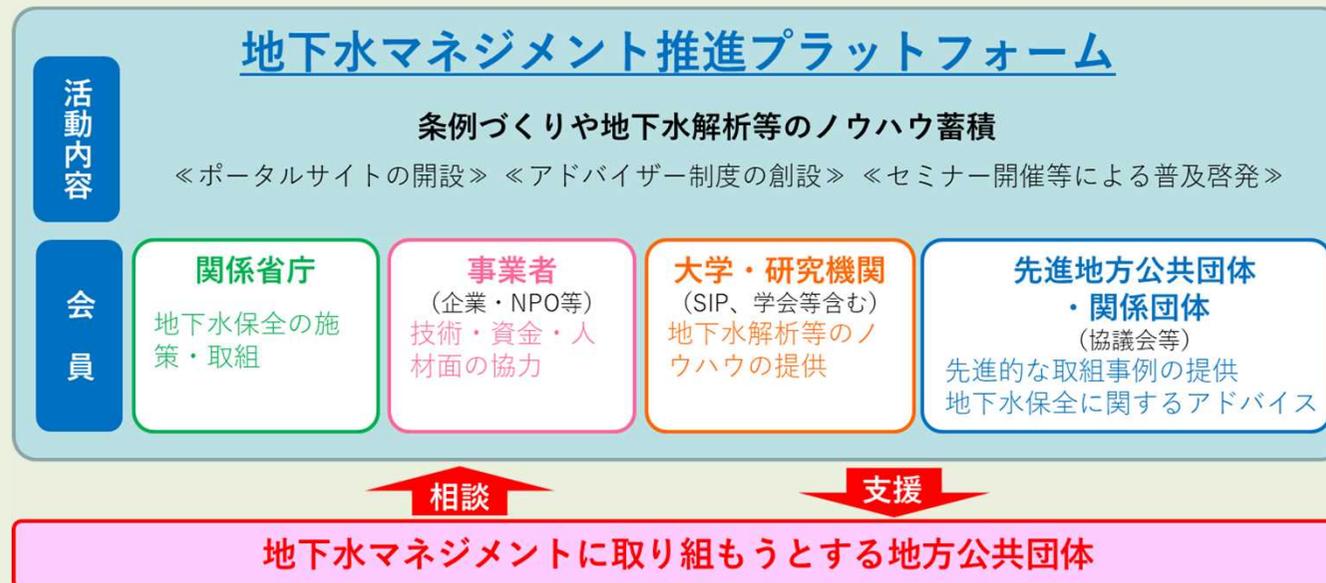
※下線は、地下水に関する記述が存在する箇所

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 地下水の適正な保全及び利用 ← 冒頭で地下水マネジメント推進全般に関する施策について記載する。

地下水マネジメントの推進

- 地域の実情に応じた地下水マネジメントの推進
- 地下水マネジメント推進の新たな視点
- 地下水マネジメント推進に当たっての国、都道府県等の役割
- 地下水マネジメント推進に当たっての企業、NPO、大学・研究機関等の多様な主体との連携
- 地下水マネジメントを推進するための都道府県の体制整備、市町村の自主的・主体的取組を支援
- 広域の地下水マネジメントの仕組みや、水循環解析等を用いた複数の地方公共団体にまたがる地下水マネジメントの手法の活用を検討
- 地下水マネジメント推進プラットフォームの設立と運用



「地下水の適正な保全及び利用」の概要（案）②

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

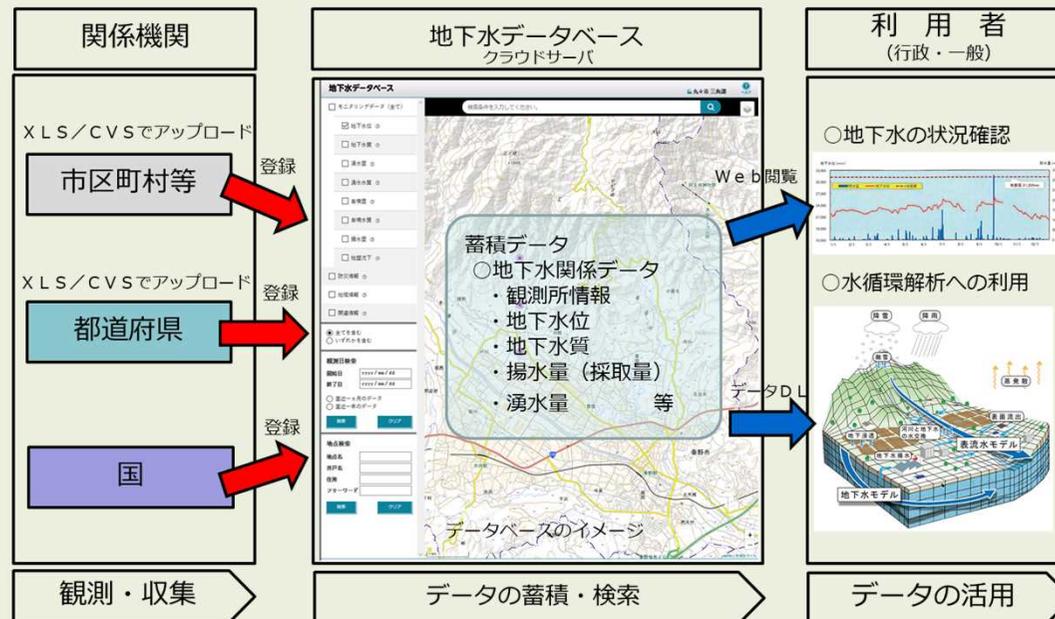
2. 地下水の適正な保全及び利用

水循環基本法第16条の2に沿って最初の分類とする。

(1) 地下水に関する情報の収集、整理、分析、公表及び保存

- 地下水のモニタリングの推進
- 地下水に関する観測、調査及び分析の推進
- 「災害時地下水利用システム」の活用等による地下水の実態解明に関する調査研究の推進
- 地下水データベースの構築
- 地下水データベースの活用、普及
- 地下水マネジメント推進プラットフォームを通じた支援

情報の収集等の観点からどのような支援を行うか概要を提示する。



地下水データベースのイメージ

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 地下水の適正な保全及び利用

(2) 地下水の適正な保全及び利用に関する協議会等の活用

- 地下水協議会の設置と運営を推進するとともに、積極的に参画する等、水ガバナンスの向上に必要な措置の実施
- 土地利用等の関係者との相互連携
- 地下水協議会での決定事項に基づく取組（条例制定等を含む。）等の推進
- 公的機関、研究機関、学識経験者、団体等との協働、学識経験者の助言
- 各種ガイドライン等による支援
- 地下水マネジメント推進プラットフォームを通じた支援

水循環基本法第16条の2に沿って順に分類する。

(3) 地下水の採取の制限その他の必要な措置

- 採取の制限その他の必要な措置に関する周知
- 条例作成に関する有効な情報の提供
- 地下水マネジメント推進プラットフォームを通じた支援
- 地下水に関する広報・普及啓発
- 国際的な動向との連携・情報発信
- 大規模災害時における地下水等の利用の推進
- 硝酸性窒素等による地下水汚染が発生した地域における窒素負荷軽減のための取組の推進
- 脱炭素に資する地中熱利用（地下水熱利用）の推進
- 近年多様化する地下水の利用と保全の両立に向けた取組の推進

協議会等の活用、採取の制限の観点からどのような支援を行うか概要を提示する。

目的	都道府県 条例数	政令市 条例数	市区町村 (政令市を除く) 条例数	計
(1) 地盤沈下の防止	56	18	417	491
(2) 地下水量の保全 又は地下水涵養	37	14	414	465
(3) 地下水質の保全	63	22	576	661
(4) 水源地域の保全	25	8	218	251
地下水関係条例数	86	28	720	834

地下水関係条例の調査結果

水循環基本法の改正により、水循環に関する施策に「地下水の適正な保全及び利用に関する施策」が含まれることが明らかになった。

これに伴い、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務にも「地下水の適正な保全に関する施策」の実施や当該施策への協力が含まれることが明らかになったことから、関係者の責務に関する記述を追加・修正する。

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表

関係者の責務に地下水の適正な保全及び利用に関する記述を追加・修正する。

【参考】責務に関する規定（第4条～第7条関係）

※水循環基本法より抜粋

■国（第4条）

水循環に関する施策（地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

■地方公共団体（第5条）

水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

■事業者（第6条）

国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有する。

■国民（第7条）

国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力するよう努めなければならない。

時点修正として見直す内容（再生可能エネルギー・流域治水）（案）

令和2年6月の水循環基本計画の改定以降、我が国として「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言したことを踏まえ、水循環政策においても、再生可能エネルギーの導入促進に向けた検討・取組が加速されていることを反映させる。

令和3年5月に流域治水関連法が公布され、同年11月に全面施行されたことを踏まえ、同法に基づき、流域治水の取組を推進していることを反映させる。

再生可能エネルギー

- 令和2年10月、我が国として「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言。
- 内閣府特命担当大臣（規制改革）の下で、関連府省庁にまたがる再生可能エネルギー等に関する規制等を総点検し、必要な規制見直しや見直しの迅速化を促すことを目的に、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」が開催。
- 令和3年10月、「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」が閣議決定。
- 令和3年12月、「水循環政策における再生可能エネルギー導入促進に向けた数値目標・ロードマップ」を策定・公表。

「第2部 3水の適正かつ有効な利用の推進等
(10) 地球温暖化への対応」に追加・修正する。

- 緩和策として、「地球温暖化対策計画」に基づき、水循環に関連する様々な再生可能エネルギーの導入を推進することを記載。
- 現行の水循環基本計画に記載されていない「太陽光発電」に関する記載を追記。
- 水力発電、水上太陽光等の太陽光発電等の導入を計画的に推進することを記載。

流域治水

- 頻発化・激甚化する水害から国民の生命と暮らしを守るため、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川管理者等が主体となって行う対策を加速するとともに、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域としてとらえ、その流域のあらゆる関係者が協働し、ハード・ソフト対策を一体で行う「流域治水」を推進する必要。
- 令和3年3月、全国109の一級水系等において、国、流域自治体、企業等が協働し、河川整備に加え、雨水貯留浸透施設、土地利用規制、利水ダム的事前放流など、あらゆる関係者の協働による治水対策の全体像をとりまとめた「流域治水プロジェクト」を策定・公表。
- 関係16府省庁による「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」を設置し、令和3年7月に、各府省庁が展開する流域治水対策について、今後の進め方や目標について集約した「流域治水推進行動計画」を作成。
- 流域治水の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備。同法は令和3年5月に公布され、同年11月に全面施行。

「第2部 3水の適正かつ有効な利用の推進等
(2) 災害への対応」を中心に記載の適正化を図る。

- 現行計画においても、流域治水の考え方について記載しているところであるが、施行された流域治水関連法の趣旨や、流域治水が水循環政策の一部を構成するものであることを踏まえ、記載の適正化を実施し、整合を図る。